

今後の議論の進め方（案）

- 本年 1 月以降は、
 - ・ 関係省庁（金融庁、総務省、国土交通省）の取組（1 月 24 日にヒアリング）
 - ・ 年賀業務等の業務運行状況
 - ・ 第 3 四半期決算報告
 - ・ 日本郵政グループの当面の経営課題への対応 等について、順次、ヒアリング等を行う。

- 今般の総合的な検証に当たっては、前回の検証の取りまとめ（平成 27 年 4 月）後の状況に重点を置き、別紙の「意見書の構成イメージ」を念頭に、取りまとめに向けて議論を進める。

意見書の構成イメージ

(はじめに)

- ・ 意見書の位置づけ
- ・ これまでの審議経過

1. 前回検証後の概況

- ・ 日本郵政グループを取り巻く環境変化
- ・ 3社上場と日本郵政株式の二次売却
- ・ 「所見」(平成27年12月)の策定
- ・ 行政の取組

2. 民営化推進に向けた日本郵政グループ各社等に係る状況

(1) 日本郵政グループ・日本郵政関係

- ・ 中期経営計画の進捗状況
- ・ IR・情報開示
- ・ 病院・宿泊事業の状況
- ・ 今後の課題と期待

(2) 日本郵便関係

- ・ 郵便・物流事業の状況
- ・ 金融窓口事業の状況
- ・ 国際物流事業の状況
- ・ 今後の課題と期待

(3) ゆうちょ銀行関係

- ・ 限度額改定後の状況
- ・ 低金利環境下での取組
- ・ 他の金融機関との連携・地域貢献
- ・ 今後の課題と期待

(4) かんぽ生命保険関係

- ・ 限度額改定後の状況
- ・ 低金利環境下での取組
- ・ 他の生命保険会社との連携
- ・ 今後の課題と期待

(5) 郵便局ネットワーク関係

- ・ 郵便局ネットワークの現状
- ・ 熊本震災時の対応
- ・ 今後の課題と期待

(参考 1) 昨年 8 月の委員会で合意した、検証のアプローチ

- 実情把握のため、次の 7 つの観点からアプローチすることとし、今後収集するデータ、意見等を踏まえ、調査審議方針の更なる具体化を行う。
 - ① 前回の検証（平成 27 年 4 月）及び所見（平成 27 年 12 月）での指摘事項に対する日本郵政グループの取組状況のフォローアップ
 - ② 中期経営計画で掲げた目標の達成状況
 - ③ 前回検証後の環境変化（物流業界の人件費・有効求人倍率の増大、人口減少、マイナス金利導入、FinTech・IoT 等の ICT の発展等）に対する日本郵政グループの対応状況
 - ④ 日本郵政グループに対する行政の取組状況（追加的規制の緩和状況等）
 - ⑤ 政府保有株及び金融二社株の処分状況、郵便局ネットワークの維持・活用、経営の状況に関する情報公開等、郵政民営化法に掲げられた基本方針の達成状況
 - ⑥ 国民の利便性の向上や市場における公正競争の確保等、同法に掲げられた基本理念の達成状況
 - ⑦ その他、上場後の日本郵政グループの取組状況等を踏まえた新たな視点により加えるべきもの 等

(参考 2) 郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）（抄）

（所掌事務等）

第十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 略

- 2 本部は、郵政民営化委員会が第十九条第一項第一号又は第百六十三条第五項の規定による意見を述べたときは、その内容を国会に報告しなければならない。

（所掌事務）

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 三年ごとに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況並びに国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。

二～四 略

2, 3 略